

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	ばい煙発生施設の構造、使用方法等に関する計画変更命令及び計画の廃止命令
概要	大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置等の届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき、ばい煙発生施設の構造、使用方法等に関する計画の変更又は、計画の廃止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第9条
処分基準	大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	